

厚生労働省山口労働局発表
令和5年6月29日(木)

報道関係者各位

担	厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室
	室長 藤村 哲也
当	室長補佐 大塚 智
	電話 083-995-0372

山口県最低賃金の改正諮問について

～ 山口地方最低賃金審議会に諮問を行います ～

山口労働局（局長：名田^{なだゆたか}裕）では、現行888円とされている山口県最低賃金について、下記により山口地方最低賃金審議会に改正の諮問を行う予定としています。

山口県最低賃金の改正について諮問されますと、山口地方最低賃金審議会は、最低賃金法の規定に基づき、山口労働局が実施している「最低賃金に関する基礎調査」、今年の春闘賃上げ要求・妥結状況、経済情勢各種指標、中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の日安額等を参考に調査審議を行い、後日、山口労働局長に答申することになります。

記

- 1 日時 令和5年7月6日(木) 午前10時
- 2 場所 山口地方合同庁舎2号館 5階会議室
(山口市中河原町6-16)
- 3 議題 山口県最低賃金の改正について(諮問) ほか
- 4 その他 本審議会は公開することとしていますが、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、撮影は会議開始から諮問文手交までの間とさせていただき、審議中の写真撮影等は御遠慮いただきます。

[参考;山口県最低賃金額の推移(過去5年分)]

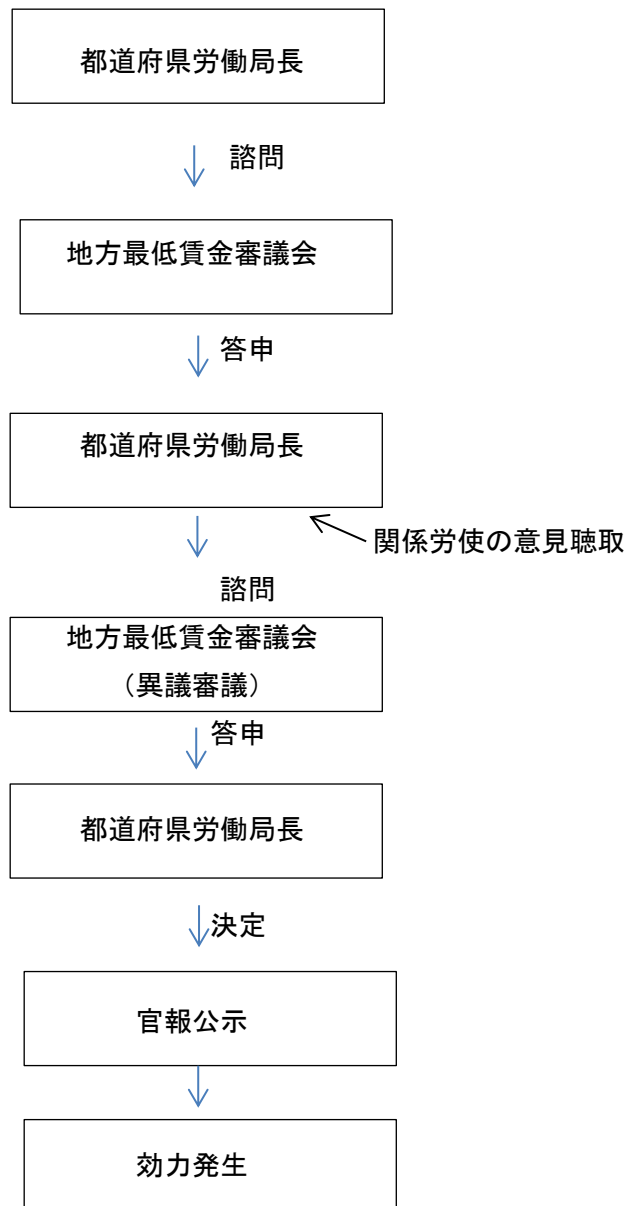
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	802円	829円	829円	857円	888円
対前年度上昇率	3.2%	3.4%	0.0%	3.4%	3.6%
対前年度上昇額	25円	27円	0円	28円	31円

最低賃金の改定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されます。

地域別最低賃金決定の流れ



公示の日から30日経過後、又は
公示の日から30日を経過後で指定する日